

◎ 国際武道大学家計急変者奨学金

(目的)

この奨学金は、入学後の家計急変に伴い学業及び学生生活の継続が困難となった在學生に対し、学費（授業料・実験実習教材費・施設設備費）相当額の貸与をもって支援することを目的とする。

(対象要件)

1. 学業成績、生活態度及び人物ともに優良かつ勉学に意欲がありながら、次のいずれかの理由により、学業継続が困難となった者を対象とする。
 - ①在学中に、生計維持者の死亡、疾病、倒産、失職、事件、事故等により、突発的に経済的困窮度が高まり、学費の納入が著しく困難となった者
 - ②在学中に、生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し、突発的に経済的困窮度が高まり、学費の納入が著しく困難となった者
2. ①及び②以外により経済的困窮度が高まり学費の納入及び学生生活が困難となった者を対象とする。

(貸与額)

大学院生：2年間に納める学費相当額以内
学部生：4年間に納める学費相当額以内

(利子)

奨学金の貸与は無利子とする。

(返還期間)

大学院生：入学時より4年以内
学部生：入学時より8年以内

問い合わせ先

詳細については、学生支援センターまでお問い合わせください。

電話番号：0470-73-4111（代表）